

農業次世代人材投資事業実施要領

平成24年8月21日 担い手第691号制定

第1 趣旨

農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するには、青年の新規就農者及び経営継承者（以下「青年就農者」という。）を大幅に増加させる必要がある。

新規就農や経営継承をするに当たっては、就農準備期間や就農直後の所得の確保等が課題となっていることから、本県の就農前後の青年新規就農者に対する資金を交付し、青年就農者の増大を図る。

なお、本事業の実施にあたっては、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営3543号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知。以下「新規就農実施要綱」という。）、農業次世代人材投資事業等交付要綱（平成24年8月21日担い手第691号制定。以下「交付要綱」という。）及び本要領に定めるところによる。

第2 事業の内容

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立に資する農業次世代人材投資資金（以下「資金」という。）を交付する。

なお、令和4年度以降は、令和3年度までに本事業で採択された交付対象者に資金を交付し、新たな交付対象者の採択は行わないものとする。

第3 事業の種類

1 準備型

次世代を担う農業者となることを志向し、就農に向けて、研修機関等において研修を受ける者に対して資金を交付する事業

2 経営開始型

次世代を担う農業者となることを志向する者に対して、資金を交付する事業

3 推進事業

県及び市町村等が実施する資金の交付等に係る推進事務を行う事業

4 経営発展支援金事業

経営開始型の交付対象者のさらなる経営発展を支援するための支援金を交付

する事業

5 新規就農促進研修支援事業（以下、「研修支援事業」という。）

次世代を担う農業者となることを志向し、就農に向けて、研修機関等において研修を受ける者（新規就農実施要綱別記1第5の1の要件を満たすもの）に対して資金を交付する事業

第4 交付主体

国実施要綱別記1の第4及び新規就農実施要綱別記1の第4で規定する交付主体を以下のとおりとする。

1 準備型

千葉県又は市町村

2 経営開始型

市町村

3 経営発展支援金事業

市町村

4 研修支援事業

千葉県

第5 農業次世代人材投資資金の交付要件等

1 準備型

この通知による改正前の農業次世代人材投資事業実施要領（以下「旧要領」という。）の規定に基づき実施している事業に対しては、なお従前の例を適用するものとする。

2 研修支援事業

（1）交付対象者の要件は次に掲げるとおりとする。

ア 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有し、令和3年度までに研修を開始していること。

イ 第6の1の準備型に係る研修計画が次に掲げる基準に適合していること。

（ア）「農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業における研修機関等の認定基準について」（令和2年1月30日付け元経営第2510号就農・女性課長通知。以下「研修機関等認定基準」

という。)に基づき、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等(以下「認定研修機関」という。)であると知事が認めた研修機関等で研修を受けること。

(イ) 研修期間が概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。

(ウ) 先進農家又は先進農業法人(以下「先進農家等」という。)で研修を受ける場合にあつては、以下の要件を満たすこと。

a 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族(三親等以内の者をいう。以下同じ。)ではないこと。

b 当該先進農家等と過去に雇用契約(短期間のパート及びアルバイトを除く。)を結んでいないこと。

ウ 常勤(週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。)の雇用契約を締結していないこと。

エ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていない者であること。また、次のいずれかに該当すること。

a 過去に国実施要綱の別記1 農業次世代人材投資事業、新規就農支援緊急対策事業実施要綱(令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知)の別記1 就職氷河期世代の新規就農促進事業及び新規就農者確保加速化対策事業実施要綱(令和3年1月28日付け2 経営第2558号農林水産事務次官依命通知)の別記1 就職氷河期世代の新規就農促進事業による資金の交付を受けていないこと。

b 国実施要綱の別記1 農業次世代人材投資事業第4の1 準備型の研修計画の承認を令和3年度までに受けており、承認された交付期間に応じた資金の全てが交付されていないこと。

オ 研修終了後に親元就農(親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。)する予定の場合にあつては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割(農業に専従すること、経営主から専従者給与が支払われること等)を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経営を継承する、又は当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者(親族との共同経営者になる場合を含む。)となること(以下「農業経営を継承」という。)を確約すること。

カ 研修終了後に独立・自営就農(旧要領の第5の2の(1)のイに定める要件を満たすものに限る。以下同じ。)する予定の場合にあつては、就農後5年以内に農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。

キ 旧要領の第6の1の(1)の研修計画の承認申請時において、前年の世

帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得が 600 万円以下であること。ただし、当該所得が 600 万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると県が認める場合に限り、採択を可能とする。この場合、県は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。

ク 研修中の事故による怪我等に備えて、交付期間が開始するまでに、又は旧要領の第 6 の 1 の（1）の研修計画の承認申請前に研修を開始している者にあつては承認申請までに傷害保険に加入していること。

ケ 交付対象者と生計を別にする者を含む連帯保証人を 2 名立てること。

（2）交付金額及び交付期間

資金の額は、交付期間 1 年につき 1 人あたり最大 150 万円とする。また、交付期間（第 7 の 2 の（1）の承認を受けた者は、研修支援事業と準備型との合計の交付期間。）は最長 2 年間とする。

（3）次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、交付主体は資金の交付を停止する。

ア （1）の要件を満たさなくなった場合。

イ 研修を途中で中止した場合。

ウ 研修を途中で休止した場合。

エ 旧要領の第 6 の 1 の（4）の研修状況報告を行わなかった場合。

オ 旧要領の第 7 の 1 の（4）の研修実施状況の現地確認等により、「農業次世代人材投資資金の交付対象者の考え方について」（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 経営第 3030 号就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という）を満たさない等、適切な研修を行っていないと交付主体が判断した場合（例：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など）。

カ 第 14 の 3 に定める国、県及び市町村が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。

（4）次に掲げる事項に該当する場合は、交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると交付主体が認めた場合（イの（キ）に該当する場合は除く。）はこの限りでない。

ア 一部返還

（ア）（3）のアからウまで及びカに掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。

（イ）（3）のエに該当した場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返還

する。

イ 全額返還

(ア) (3) のオに該当した場合。

(イ) 研修終了後（研修中止後及び旧要領の第6の1の(7)のアの継続研修終了後を含む。以下同じ。）1年以内に、原則50歳未満で、独立・自営就農、雇用就農（農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。）又は親元就農しなかった場合。ただし、旧要領の第6の1の(7)のウによる手続を行い、研修終了から原則2年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。

(ウ) 親元就農をした者が、(1)のオで確約したことを実施しなかった場合。

(エ) 独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。

(オ) 独立・自営就農又は雇用就農を交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合。ただし、旧要領の第6の1の(7)のオによる手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間（第7の2の(1)の承認を受けた者は、研修支援事業と準備型との合計の交付期間。）の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。

(カ) 就農後、交付期間（第7の2の(1)の承認を受けた者は、研修支援事業と準備型との合計の交付期間。）の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内（旧要領の第6の1の(7)のオによる手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内）で旧要領の第6の1の(7)の報告を行わなかった場合。

(キ) 虚偽の申請等を行った場合。

3 経営開始型

旧要領の規定に基づき実施している事業に対しては、なお従前の例を適用するものとする。

第6 交付対象者の手続

1 準備型

旧要領の規定に基づき実施している事業に対しては、なお従前の例を適用するものとする。

2 研修支援事業

(1) 研修実施の申請

第5の2の(1)のエのbに該当する者は、研修実施申請書(別紙様式第30号)を作成し、県に申請する。

(2) その他の手続き

(1)を提出し、第7の2の(1)の承認を受けた者は、旧要領の第6の1の(1)から(9)までの規定に基づき行うこととする。

(3) 申請等窓口

旧要領の第6の1の(10)の規定を適用するものとする。

3 経営開始型

旧要領の規定に基づき実施している事業に対しては、なお従前の例を適用するものとする。

第7 交付主体の手続等

1 準備型

旧要領の規定に基づき実施している事業に対しては、なお従前の例を適用するものとする。

ただし、旧要領の第7の1の(6)のアの(イ)については、「国実施要綱の別記2農の雇用事業の第6の6、新規就農実施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知)の別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業の第6の5、新規就農実施要綱の別記2雇用就農者実践研修支援事業の第6の4、新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)の別記3雇用就農資金第6の6による確認結果について、それぞれの事業実施主体に照会する。」を適用するものとする。

2 研修支援事業

(1) 研修実施の承認

県は、第6の2の(1)の研修実施申請書の提出を受けたときは、予算の範囲内で承認する。

(2) その他の手続等

県は、(1)の承認を受けた者に対し、旧要領の第7の1の(1)から(9)まで及び(11)の規定に基づき行うこととする。

(3) 申請等窓口

旧要領の第7の1の(10)の規定を適用するものとする。

(4) 交付情報等の共有

ア 県は、交付対応者の情報を国及び全国農業委員会ネットワーク機構等と交付対象者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップに活用す

るとともに、交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用するものとする。

イ 他の都道府県又は全国農業委員会ネットワーク機構が就農準備資金を交付した者が、千葉県で就農した場合は、県は就農状況の確認に協力する。

ウ 県は、本事業の実施に際して得る個人情報については、別紙様式第 19 号 - 2 により適切に取り扱うものとする。

3 経営開始型

旧要領の規定に基づき実施している事業に対しては、なお従前の例を適用するものとする。

第 8 事業計画等

1 事業計画の作成

(1) 都道府県農業次世代人材投資事業計画又は都道府県新規就農促進研修支援事業計画の作成

知事は、準備型、経営開始型及び経営発展支援金の交付を行うときは、都道府県農業次世代人材投資事業計画（別紙様式第 21 号）を、研修支援事業の交付を行うときは、都道府県新規就農促進研修支援事業計画（別紙様式第 31 号）を作成し、関東農政局長の承認を得る。

(2) 市町村農業次世代人材投資事業計画の作成

市町村長は、市町村農業次世代人材投資事業計画（別紙様式第 22 号）を作成し、知事の承認を得る。

(3) 計画の軽微な変更

(2) の事業計画について以下の項目につき変更を行う場合は、準備型、経営開始型又は経営発展支援金については市町村農業次世代人材投資事業計画（計画変更）（別紙様式第 23 号）を作成し、知事の承認を得る。

ア 新規就農者数に関する目標

イ 資金の事業計画における資金総額の増又は 30% を超える減

ウ 経営発展支援金の事業計画における資金総額の増又は 30% を超える減

エ 推進事業費の増加

2 事業の着手

(1) 市町村が交付主体となる事業については、原則として千葉県補助金等交付規則（昭和 32 年 9 月 20 日規則第 53 号）第 4 条の交付決定後に実施した取組を対象とするものとする。

(2) やむを得ない事情により、交付決定前に事業を実施する必要がある場合は、1 の事業計画の承認後、その理由を具体的に明記した農業次世代人材投資事業交付決定前着手届（別紙様式第 24 号）を知事に提出するものとする。

- (3) (2)により交付決定前に事業に着手する場合、市町村長は、資金の交付が確実となってから着手するものとする。市町村長は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

3 事業実績報告の作成

- (1) 都道府県農業次世代人材投資事業実績報告又は都道府県新規就農促進研修支援事業報告の作成

知事は、準備型、経営開始型及び経営発展支援金の交付を行ったときは、都道府県農業次世代人材投資事業実績報告（別紙様式第 21 号）を、研修支援事業の交付を行ったときは、都道府県新規就農促進研修支援事業報告（別紙様式第 31 号）を作成し、事業実施年度の翌年度の 9 月末までに関東農政局に報告する。

- (2) 市町村農業次世代人材投資事業実績報告の作成

市町村長は、市町村農業次世代人材投資事業実績報告（別紙様式第 25 号）を作成し、事業実施年度の翌年度の 8 月末までに知事に報告する。

第 9 推進事業

資金の交付事業を推進するため、交付主体は推進事業として以下の事業を実施することができる。推進事業の対象経費（以下「推進事業費」という。）は別表のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、交付主体の会計に属する資金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、資金交付に要する推進事業費に充てることができるものとする。

- 1 資金の交付事業の実施に関する事務
- 2 資金の交付事業の交付対象者の指導活動

第 10 経営発展支援金事業

旧要領の規定に基づき実施している事業に対しては、なお従前の例を適用するものとする。

第 11 関係施策との連携

知事及び市町村長は、本事業を実施するに当たり、人・農地プラン進め方通知に基づき進められる人・農地プランの作成の取組及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）や農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）に基づき地域で進められる農地集積の取組と連携しながら推進するよう努めるものとする。

第 12 関係機関との連携

本事業の実施に当たって、県、市町村、県青年農業者等育成センター（基盤強化

法第 14 条の 11 に規定する拠点をいう。) 、 県農地中間管理機構、 県農業会議、 農業協同組合、 農業委員会、 地域農業再生協議会等の関係機関は互いに密接に連携し、 特に、 支援の対象となった青年就農者が定着し、 地域の中心となる農業経営者となっていくまで、 丁寧にフォローするものとする。

第 13 書類の提出

この要領に基づく書類の提出は、 次によるものとする。

- 1 準備型又は研修支援事業の交付対象者にあつては、 旧要領の第 6 の 1 の (10) を申請窓口とする。

なお、 交付主体が千葉県の交付対象者（農業大学校で研修を受ける者を除く。） は、 研修地を管轄する県農業事務所を提出の窓口とするものとする。 農業大学校で研修を受ける者にあつては、 農業大学校を提出の窓口とする。 ただし、 旧要領の第 6 の 1 の (7) の報告については、 就農地又は就農予定地が県内の場合は、 就農地又は就農予定地を管轄する県農業事務所を提出の窓口とし、 就農地又は就農予定地が県外の場合は、 県農林水産部担い手支援課を提出の窓口とする。

- 2 開始型交付対象者にあつては、 旧要領の第 6 の 2 の (8) の申請窓口を提出の窓口とする。

なお、 市町村が県に提出する書類は、 正副 2 部を提出するものとする。

- 3 準備型、 経営開始型、 経営発展支援金又は推進事業を実施する市町村にあつては、 所轄の県農業事務所を提出の窓口とする。

なお、 市町村が県に提出する書類は、 正副 2 部を提出するものとする。

第 14 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 交付主体は、 本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、 交付対象者に対し、 地域農業の振興に努めることを十分周知する。

- 2 国、 県及び市町村は、 新規就農者の確保及び就農後の定着に成功した優良事例を収集・整理し、 関係機関に提供するとともに、 関係機関がこれらの事例を参考として新規就農者の確保及び定着に向けた取組を行うよう指導する。

- 3 国、 県及び市町村は、 本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、 本事業に関係する機関及び交付対象者に対し、 必要な事項の報告を求め、 及び現地への立入調査を行うことができる。

- 4 国は、 偽りその他の不正行為により、 本来受給することのできない資金を不正に受給したことが明らかとなった場合、 不正行為を行った者の氏名及びそ

の内容を公表する。

第 15 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

本実施要領は、平成 24 年度事業から適用する。

附 則

本実施要領は、平成 24 年 9 月 20 日から施行し、改正後の本要領の規定は、平成 24 年度事業から適用する。

附 則

本実施要領は、平成 24 年 9 月 28 日から施行し、改正後の本要領の規定は、平成 24 年度事業から適用する。

附 則

- 1 本実施要領は、平成 25 年 3 月 29 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の青年就農者確保・育成事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、以下の規定についてはこの通知による改正後の同要領を適用するものとする。

(1) 改正後の第 7 の 1 の (4)、2 の (7)、3、第 8 の 1 の (2) のイ及び第 9

附 則

- 1 本実施要領は、平成 25 年 6 月 27 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の青年就農者確保・育成事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 本実施要領は、平成 26 年 5 月 20 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の青年就農者確保・育成事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 本実施要領は、平成 27 年 3 月 30 日から施行する。なお、この通知による改正後の第 5 の 2 (2) ア、イは、新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱（平成 27 年 2 月 3 日付け改正）から適用するものとする。
- 2 この通知による改正前の青年就農者確保・育成事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の要領第 6 の 1 (3)、第 6 の 2 (3)、第 7 の 1 (3) 及

び第7の2(3)については、新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(平成27年2月3日付け改正)から適用するものとする。

- 3 この通知による改正前の青年就農者確保・育成事業実施要領の規定に基づき給付を受けている者について、平成26年度補正予算により事業(経営開始型に限る。)を実施する場合は、実施要領第6の2(3)の規定にかかわらず、申請する対象期間の開始日前に申請をすることができるものとする。

附 則

- 1 本実施要領は、平成28年4月19日から施行する。
- 2 この通知による改正前の青年就農者確保・育成事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 本実施要領は、平成29年5月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の青年就農者確保・育成事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。また、改正前の要領の「給付金」は「資金」に、「給付」は「交付」に読み替える。
- 3 平成27年3月30日付け改正前の青年就農者確保・育成事業実施要領の規定に基づき給付を受けている者が、この通知の改正後に第5の2(2)アに規定する交付金額変動の仕組みによる交付を希望する場合は、改正後の同要領の同規定の適用を受けるものとする。

附 則

- 1 本実施要領は、平成29年7月24日から施行する。

附 則

- 1 本実施要領は、平成29年9月4日から施行する。

附 則

- 1 本実施要領は、平成30年4月2日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農業次世代人材投資事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別紙様式第9-1号、別紙様式第9-1号-1、別紙様式第9-3号、別紙様式第16号の改正部分についてはこの通知による改正後を適用するものとする。

附 則

- 1 本実施要領は、平成30年10月24日から施行する。

附 則

- 1 本実施要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農業次世代人材投資事業実施要領の規定に基づき実施

している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第5の1の(3)のオ、第5の2の(3)のオ、第7の1の(4)、第7の2の(4)別紙様式第5号及び別紙様式第14号-1については、この通知による改正後の同要領を適用するものとする。

- 3 この通知による改正前の農業次世代人材投資事業実施要領の規定に基づき交付を受けている者が、改正後に第5の2(2)イに規定する夫婦共同経営に計画変更する場合は、改正後の同要領の第5の2(1)アを適用するものとする。

附 則

- 1 本実施要領は、令和元年7月10日から施行する。

附 則

- 1 本実施要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農業次世代人材投資事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第5の2の(1)のイの(ア)、第5の2の(2)のア、第6の1の(7)のア及びカ、第6の2の(6)のア及びエ、第7の2の(5)のアの(ウ)のc、第10、別紙様式第9-1号、別紙様式第9-1号-1、別紙様式第10号、別紙様式第13号、別紙様式第14号-1号、別紙様式第14号-4号、別紙様式第16号-1、別紙様式第16号-2、別紙様式第18号については、この通知による改正後の同要領を適用するものとする。
- 3 この通知による改正前の農業次世代人材投資事業の規定に基づき交付を受けている者が、改正後に第5の1の(1)のイの(ア)に規定する研修機関等認定基準に基づき、研修先を変更する場合は、改正後の同要領の別記1第5の1の(1)のイの(ア)及び(ウ)、第7の1の(4)のウの(ウ)、別紙様式第1号の別添1及び別添6、別紙様式第4-1号、別紙様式第4-2号、別紙様式第5号を適用するものとする。

附 則

- 1 本実施要領は、令和2年7月3日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月27日から施行し、令和3年度予算に係る資金から適用する。
- 2 この通知による改正前の農業次世代人材投資事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第3の3、第5の1の(4)のイ、第5の2の(1)のイの(ア)及びカ、第6の1の(6)のア、ウ及び(7)のア、第6の2の(5)のア及びウ、第7の1の(6)のア、第7の2の(5)、(12)のイ及びウ、第8の1及び3、第9並びに別紙様式第1号-1、別紙様式第2号、別紙様式第2号-1、別紙様式第3号-1、別紙様式第4号-1、別紙様式第4号-2、別紙様式第6号-1、別紙様式第7号-1、別紙様式第8号-1、別紙様式第9号、別紙様式第1

0号-1、別紙様式第11号-1、別紙様式第12号-1、別紙様式第13号-1、別紙様式第14号、別紙様式第15号-1、別紙様式第16号、別紙様式第17号、別紙様式第18号-1、別紙様式第19号から別紙様式第26号-1、別紙様式第27号-1、別紙様式第28号-1並びに改正前の別記1の第5の1の(1)のキ及び2の(1)のクについては、この限りでない。また、第6の1の手続きにおいて、なお従前の例により提出する書類については押印を省略できるものとする。

3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

1 本実施要領は、令和4年4月1日から施行する。

2 旧要領の規定に基づき実施している事業に対する本実施要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第9及び別紙様式第21号から第23号まで及び第25号については、本実施要領を適用するものとする。

3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(別表)

推進事業費

区分	内容	注意点
謝金	事業を実施するために直接に必要なとする事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼に必要な経費	根拠ある単価を設定のこと
旅費	事業を実施するために直接に必要な交付主体等の経費及び専門家等に支払う経費	
事務等経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費(手数料、印紙代等)、借上費(会場借料、パソコン等のリース料)、消耗品費、賃金(臨時的に雇用した者及び青年農業者等育成センター職員に対して支払う実働に応じた対価、県及び市町村職員の時間外労働に応じた対価)、会計年度任用職員給与(地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給料、報酬及び諸手当(本事業への従事割合に応じて助成対象とすることが可能)、共済費(臨時雇用者等の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)等	
委託費	本事業を他の者に委託するために必要な経費	

上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず交付主体等で具備すべき備品・物品等を購入又はリース・レンタルする場合は対象外とする。また、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)により行うものとする。

新規就農促進研修支援事業に係る個人情報の取扱いについて

第 1 本事業における個人情報

本事業において作成する交付対象者情報に記載し、データベースに登録される、交付対象者に係る個人情報の取扱いについては、県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応します。

また、第 2 に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、交付対象者本人の同意を得ることにより、本事業を実施することとします。

第 2 本人に同意を得る内容

個人情報の取扱いについて、本人に同意を得る内容としては、次の事項があります。

- 1 各都道府県や市町村等の関係機関で交付対象者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップ活動に利用すること。
- 2 交付主体等が交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用すること。
- 3 国及び県、市町村が交付実績を分析し、各種施策に活用するために利用すること。
- 4 1 から 3 までを実施するため、各交付主体等が交付対象者から提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録すること。
- 5 1 から 4 までを実施するに伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

第 3 同意を得る方法

個人情報の取扱いに関して、同意を得る方法は、次のいずれかとします。

- 1 新規就農促進研修支援事業の申請者が計画書の申請を行う際の面談等において、別紙「個人情報の取扱い」を配布し、計画が承認され、交付申請を行う時に、併せて、交付主体に提出する。
- 2 新規就農促進研修支援事業の申請者が交付申請を行う際、「個人情報の取扱い」を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、同書類に署名をしてもらって回収する。

様

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

新規就農促進研修支援事業に係る個人情報の取扱いについて

県及び市町村は、新規就農促進研修支援事業の実施に際して得た個人情報について、県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、県及び市町村は、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関	国、全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、市町村、千葉県青年農業者等育成センター、千葉県農業会議、農業共済組合、準備型及び就職氷河期世代の新規就農促進事業認定研修機関
------	---

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

年 月 日

(法人・組織名)

氏名

都道府県農業次世代人材投資事業計画(実績報告)(○年度○○県)

番 年 月 号
日

関東農政局長 様

千葉県知事 ○ ○ ○ ○

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の2の(2)₍₁₎の規定に基づき承認を受けたいので₍₂₎、別添のとおり都道府県農業次世代人材投資事業計画（実績報告）（○年度○○県）を申請₍₃₎します。

- ※下線部（1）は、実績報告の場合は「5の（2）」とする
（2）は、実績報告の場合は不要。
（3）は、実績報告の場合は「報告」とする。

都道府県農業次世代人材投資事業

- 事業計画
- 実績報告

事業実施年度 : 年度

都道府県名 :

交付主体(準備型) : 都道府県

育成センター (機関名:)

市町村 (市町村数:)

交付主体(経営開始型) : 市町村数:

第1 事業計画

1 農業次世代人材投資資金の交付計画(実績)

(1)準備型

	交付対象者数(人)	(内訳)交付期間別対象者数						交付金額(円)	(内訳)交付期間別対象者交付額					
		1年未満	1年	1年超～2年未満	2年	2年超～3年	3年		1年未満	1年	1年超～2年未満	2年	2年超～3年	3年
新規採択者分														
継続者分														
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2)経営開始型

	交付対象者数(人)	(内訳)交付期間別対象者数						交付金額(円)	(内訳)交付期間別対象者交付額					
		1年未満	1年以上～2年未満	2年以上～3年未満	3年以上～4年未満	4年以上～5年未満	5年		1年未満	1年以上～2年未満	2年以上～3年未満	3年以上～4年未満	4年以上～5年未満	5年
新規採択者分														
うち夫婦														
継続者分														
うち夫婦														
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち夫婦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3)経営発展支援金

交付対象者数(人)	交付金額(円)

(4)資金合計

交付対象者数(人)	交付金額(円)
0	0

2 推進事業に関する計画(実績)

(1)推進事業費内訳

	推進事業費(円)
都道府県	0
市町村	
育成センター	
合計	0

(2)都道府県推進事業計画(実績)

事項	内容	金額(円)
①事業実施に係る事務		
②事業の普及活動		
③交付対象者への指導活動		
合計(2の(1)の都道府県の推進事業費と同じ)		0

3 事業費合計

金額(円)
0

第2 新規就農者数等に関する目標及び実績

1 新規就農者数に関する目標及び実績

(別紙)都道府県サポート計画に記載

2 交付対象者の青年等就農計画等の進捗状況、達成状況(実績報告時)

(1) 交付対象者の中間評価の実績

	年度 対象者数(人)	割合
A評価		#DIV/0!
B評価		#DIV/0!
C評価		#DIV/0!

注:実績報告時に事業実施年度の管内市町村における中間評価結果を取りまとめて記入すること

(2) 交付対象者の青年等就農計画等の達成状況

年度				
経営開始5年目終了者数(人)	うち所得目標達成者数(人)	達成率	うち収入目標達成者数(人)	達成率
		#DIV/0!		#DIV/0!

注1:実績報告時に事業実施年度内の管内市町村における計画達成状況を記入すること

注2:「経営開始5年目終了者数」欄には事業実施年度内に経営開始5年目終了した者の人数を記入すること

注3:「うち所得目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち青年等就農計画の所得目標を達成した者の人数を記入すること

注4:「うち収入目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち農業次世代人材投資資金申請追加資料別添の収支計画の売上高計画値を達成した者の人数を記入すること

3 交付終了者(注1)の就農継続状況(実績報告時)

区分	就農継続1年			就農継続5年		
	① 年度 交付終了者数(人)	② 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率	③ 年度 交付終了者数(人)	④ 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率
準備型等(注1)			#DIV/0!			#DIV/0!
経営開始型			#DIV/0!			#DIV/0!

注1:ここでいう「交付終了者」とは、農業次世代人材投資事業、平成28年度以前の青年就農給付金、令和元年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業及び令和2年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金の交付を受けた者であって、①、③の年度内に交付対象期間が終了した者をいう。ただし、経営開始型において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注2:本計画の実績報告時に、①、③の交付終了者における事業実施年度末時点の就農継続者数を②、④に記入すること。準備型等の欄には就農形態に関わらず就農を継続している者の人数、経営開始型の欄には独立・自営就農を継続している者の人数を記入すること。都道府県は、管内の準備型で採択した分と管内の市町村が経営開始型で採択した分を取りまとめて記入すること

注3:①は本計画の事業実施年度の前年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること。ただし、経営開始型において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注4:③は本計画の事業実施年度の5年前の年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること。ただし、経営開始型において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注5:②、④は、それぞれ①、③の交付終了者のうち本計画の事業実施年度末に就農継続している者の人数を記入すること

(例:本計画の事業実施年度が令和4年度の場合、②には①令和3年度内に交付終了した者のうち1年後の令和4年度末に就農継続している者、④には③平成29年度内に交付終了した者のうち5年後の令和4年度末に就農継続している者の人数を記入)

第3 準備型の実施体制(都道府県等の体制)

1 事業実施スケジュール(募集、審査、採択・交付時期)、審査体制

スケジュール			新規採択の審査体制・審査方法	備考
新規採択	募集時期	(回/年)		
	審査時期	(回/年)		
	採択時期	(回/年)		
	交付時期	(回/年)		
継続	交付時期	(回/年)		

注: 募集時期が複数回ある場合は全て記載すること

2 新規就農者等交流会の開催計画(実績)

開催回数	開催時期				内 容
回	年	月	年	月	
	年	月	年	月	

注: 適宜行を追加して全ての開催内容を記入すること

3 認定研修機関及び交付主体(計画時予定含む)

研修機関名	研修運営主体分類(注2)	交付主体名	研修機関名	研修運営主体分類(注2)	交付主体名

注1: 「農業次世代人材投資事業(準備型)及び就職氷河期世代の新規就農促進事業における研修機関等の認定基準について」に基づく認定研修機関を全て記載すること。
教育機関の場合は専攻名等も記載すること

注2: 研修運営主体分類の欄には、プルダウンリストの都道府県、市町村、生産者団体、先進農家等、その他の中から、該当する分類を選択すること。

第4 都道府県サポート計画(実績)(別紙)

注: 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業、就農準備資金又は経営開始資金の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。

(別紙)

都道府県サポート計画(新規就農者向け)

(○年○月現在の情報)

都道府県名		問合せ 窓口	(組織名) ※HP掲載可能な情報を記載 (住所) ※HP掲載可能な情報を記載	(電話) ※HP掲載可能な情報を記載 (メールアドレス) ※HP掲載可能な情報を記載
-------	--	-----------	---	---

注: 相談窓口が複数ある場合は適宜行を追加して記入してください。

第1 新規就農者に関する目標及び実績(必須)

(単位:人)

		目標		直近過去実績				備考 (年度の考え方等、補足説明が 必要な事項がある場合に記載)
		○年度		○年度		○年度		
		うち49歳以下		うち49歳以下		うち49歳以下		
新規就農者数(必須)								
内訳	新規参入者数							
	新規自営農業就農者数							
	新規雇用就農者数							

注1: 「新規参入者」とは、土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。)し、当該年度に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。
なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。

注2: 「新規自営農業就農者」とは、家族経営体(1世帯(雇用者の有無を問わない)で事業を行う者をいう。なお、農家が法人化した形態である一戸一人法人を含む。)の世帯員で、当該年度に生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。

注3: 「新規雇用就農者」とは、当該年度に新たに法人等に常雇い(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)をいう。

第2 新規就農者へのサポート内容

1 都道府県の紹介等(必須)

就農希望者に向けたサポート宣言	※就農希望者に向けてどのようなサポートをするのか、訴求ポイントを記入(50文字程度)
地域と農業の紹介文	
主な農産物	
地域が求める新規就農者	

2 都道府県内のサポート体制(必須)

支援分野	担当機関・部署名	支援分野	担当機関・部署名
就農に向けた相談窓口		農業者による指導	
研修支援		販路支援	
技術・経営指導		生活に係る支援 (住居、子育て等)	
農地確保支援		事務局・全体調整	
機械・施設等の確保支援		その他(〇〇)	
資金相談		その他(〇〇)	

3 新規就農者への支援内容(取り組んでいる支援を記載)

区分	支援項目	支援内容の紹介
就農意欲喚起	就農・移住相談対応、就農相談会の開催	
	就農体験ツアー・インターンシップの実施	
	ホームページ、パンフレット等での情報提供	
	その他	
就農前の支援	研修の実施(生産技術・農業経営の研修、研修先とのマッチング等)	
	就農に向けたサポート(就農相談窓口の設置、就農先の紹介、マッチング等)	
	農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	
	販路確保、販路開拓に向けた支援	
	生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、研修手当、子育て支援等)	
	その他	

就農後の定着・経営発展に向けた支援	就農後の生産技術・経営力向上のための指導、研修	
	規模拡大に向けた農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	
	販路確保、販路開拓に向けた支援	
	地元農家や地域住民との交流促進の取組	
	生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、子育て支援等)	
	その他	

注：都道府県内で実施している支援(関係機関との連携含む)について、「支援項目」欄の該当項目に○を付け、取組の詳細や新規就農者にアピールしたい内容を「支援内容の紹介」欄に記入

4 その他情報(任意、自由記載)

注：必要に応じて適宜行を追加して記入してください。

市町村農業次世代人材投資事業計画（○年度○○市町村）

番 年 月 号 日

千葉県知事 ○○○○ 様

○○市町村長 ○○○○

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の2の（3）及び農業次世代人材投資事業実施要領（平成24年8月21日付け担い手第691号制定）第8の1の（2）の規定に基づき承認を受けたいので、別添のとおり市町村農業次世代人材投資事業計画（○年度○○市町村）を申請します。

市町村農業次世代人材投資事業

- 事業計画
- 実績報告

事業実施年度 : 年度

都道府県名 :

市町村名 :

第1 事業計画

1 農業次世代人材投資資金の交付計画(実績)

(1)準備型

	交付対象者数 (人)	(内訳)交付期間別対象者数						交付金額 (円)	(内訳)交付期間別対象者交付額					
		1年未満	1年	1年超～ 2年未満	2年	2年超～ 3年	3年		1年未満	1年	1年超～ 2年未満	2年	2年超～ 3年	3年
新規採択者分														
継続者分														
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2)経営開始型

	交付対象者数 (人)	(内訳)交付期間別対象者数						交付金額 (円)	(内訳)交付期間別対象者交付額					
		1年未満	1年以上～ 2年未満	2年以上～ 3年未満	3年以上～ 4年未満	4年以上～ 5年未満	5年		1年未満	1年以上～ 2年未満	2年以上～ 3年未満	3年以上～ 4年未満	4年以上～ 5年未満	5年
新規採択者分														
うち夫婦														
継続者分														
うち夫婦														
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち夫婦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3)経営発展支援金

交付対象者数(人)	交付金額(円)

(4)資金合計

交付対象者数(人)	交付金額(円)
0	0

2 推進事業に関する計画(実績)

事項	内容	金額(円)
①事業実施に係る事務		
②事業の普及活動		
③交付対象者への指導活動		
合計		0

3 事業費合計

金額(円)
0

第2 新規就農者数等に関する目標及び実績

1 新規就農者数に関する目標及び実績(第4の地域サポート計画を作成する市町村は、地域サポート計画において記載。)

(単位:人)

	目標	直近過去実績				備考 (年度の考え方等、補足説明が必要な事項がある場合は記載)
		○年度		○年度		
		うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	
新規就農者数(必須)						
内訳	新規参入者数					
	新規自営農業就農者数					
	新規雇用就農者数					

注1:「新規参入者」とは、土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。)し、当該年度に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。
 なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。

注2:「新規自営農業就農者」とは、家族経営体(1世帯(雇用者の有無を問わない)で事業を行う者をいう。なお、農家が法人化した形態である一戸一人法人を含む。)の世帯員で、当該年度に生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。

注3:「新規雇用就農者」とは、当該年度に新たに法人等に常雇い(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)をいう。

2 交付対象者の青年等就農計画等の進捗状況、達成状況(実績報告時)

(1) 交付対象者の中間評価の実績

	年度 対象者数(人)	割合
A評価		#DIV/0!
B評価		#DIV/0!
C評価		#DIV/0!

注:実績報告時に事業実施年度の中間評価結果を記入すること

(2) 交付対象者の青年等就農計画等の達成状況

年度				
経営開始5年目終了者数(人)	うち所得目標達成者数(人)	達成率	うち収入目標達成者数(人)	達成率
		#DIV/0!		#DIV/0!

注1:実績報告時に事業実施年度内の計画達成状況を記入すること

注2:「経営開始5年目終了者数」欄には事業実施年度内に経営開始5年目終了した者の人数を記入すること

注3:「うち所得目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち青年等就農計画の所得目標を達成した者の人数を記入すること

注4:「うち収入目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち農業次世代人材投資資金申請追加資料別添の収支計画の売上高計画値を達成した者の人数を記入すること

3 交付終了者(注1)の就農継続状況(実績報告時)

区分	就農継続1年			就農継続5年		
	① 年度 交付終了者数(人)	② 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率	③ 年度 交付終了者数(人)	④ 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率
準備型等(注1)			#DIV/0!			#DIV/0!
経営開始型			#DIV/0!			#DIV/0!

注1:ここでいう「交付終了者」とは農業次世代人材投資事業、平成28年度以前の青年就農給付金、令和元年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業及び令和2年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金の交付を受けた者であって、①、③の年度内に交付対象期間が終了した者をいう。

注2:本計画の実績報告時に、①、③の交付終了者における事業実施年度末時点の就農継続者数を②、④に記入すること。準備型等の欄には就農形態に関わらず就農を継続している者の人数、経営開始型の欄には独立・自営就農を継続している者の人数を記入すること。

注3:①は本計画の事業実施年度の前年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること。ただし、経営開始型において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注4:③は本計画の事業実施年度の5年前の年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること。ただし、経営開始型において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注5:②、④は、それぞれ①、③の交付終了者のうち本計画の事業実施年度末に就農継続している者の人数を記入すること

(例:本計画の事業実施年度が令和4年度の場合、②には①令和3年度内に交付終了した者のうち1年後の令和4年度末に就農継続している者、④には③平成29年度内に交付終了した者のうち5年後の令和4年度末に就農継続している者の人数を記入)

第3 事業推進体制

1 準備型の事業実施スケジュール(募集、審査、採択・交付時期)、審査体制

スケジュール			新規採択の審査体制・審査方法	備考
新規採択	募集時期	(回/年)		
	審査時期	(回/年)		
	採択時期	(回/年)		
	交付時期	(回/年)		
継続	交付時期	(回/年)		

注:募集時期が複数回ある場合は全て記載すること

2 経営開始型の事業実施スケジュール(募集、審査、採択・交付時期)、審査体制

スケジュール			新規採択の審査体制・審査方法	備考
新規採択	募集時期	(回/年)	/	/
	審査時期	(回/年)		
	採択時期	(回/年)		
	交付時期	(回/年)		
継続	交付時期	(回/年)		

注: 募集時期が複数回ある場合は全て記載すること

3 認定研修機関(予定含む)

研修機関名	研修運営主体分類(注2)	研修機関名	研修運営主体分類(注2)

注1: 準備型で市町村が交付主体となる場合は、交付対象者が研修する「農業次世代人材投資事業(準備型)及び就職氷河期世代の新規就農促進事業における研修機関等の認定基準について」

に基づく認定研修機関を全て記載すること。教育機関の場合は専攻名等も記載すること

教育機関の場合は専攻名等も記載すること

注2: 研修運営主体分類の欄には、プルダウンリストの都道府県、市町村、生産者団体、先進農家等、その他の中から、該当する分類を選択すること。

第4 地域サポート計画(実績)(別紙)

注1: 当該項目の作成は、令和3年度において新規採択を行った場合は必須とする。

注2: 令和3年度以降において新規採択を行わなかった場合は、地域サポート計画の代わりに「別添1: 交付対象者のサポート体制」を作成し、添付すること。

注3: 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業、就農準備資金又は経営開始資金の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。

(別紙)

地域サポート計画(新規就農者向け)

(○年○月現在の情報)

都道府県名		市町村名		問合せ 窓口	(組織名) ※HP掲載可能な情報を記載 (住所) ※HP掲載可能な情報を記載	(電話) ※HP掲載可能な情報を記載 (メールアドレス) ※HP掲載可能な情報を記載
-------	--	------	--	-----------	---	---

第1 新規就農者に関する目標及び実績(必須)

(単位:人)

		目標		直近過去実績				備考 (年度の考え方等、補足説明が 必要な事項がある場合は記載)
		○年度		○年度		○年度		
		うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	
新規就農者数(必須)								
内訳	新規参入者数							
	新規自営農業就農者数							
	新規雇用就農者数							

注1: 「新規参入者」とは、土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。)し、当該年度に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。
なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。

注2: 「新規自営農業就農者」とは、家族経営体(1世帯(雇用者の有無を問わない)で事業を行う者をいう。なお、農家が法人化した形態である一戸一人法人を含む。)の世帯員で、当該年度に生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。

注3: 「新規雇用就農者」とは、当該年度に新たに法人等に常雇い(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)をいう。

第2 新規就農者への地域サポート内容

1 地域の紹介等(必須)

就農希望者に向けたサポート宣言	※就農希望者に向けてどのようなサポートをするのか、訴求ポイントを記入(50文字程度)
地域と農業の紹介文	
主な農産物	
地域が求める新規就農者	

2 地域サポート体制(必須)

支援分野	担当機関・部署名	支援分野	担当機関・部署名
技術・経営指導		販路支援	
農地確保支援		生活に係る支援 (住居、子育て等)	
機械・施設等の確保支援		事務局・全体調整	
資金相談		その他(〇〇)	
農業者による指導		その他(〇〇)	

3 新規就農者への支援内容(取り組んでいる支援を記載)

区分	支援項目	支援内容の紹介
就農意欲喚起	就農・移住相談対応、就農相談会の開催	
	就農体験ツアー・インターンシップの実施	
	ホームページ、パンフレット等での情報提供	
	その他	
就農前の支援	研修の実施(生産技術・農業経営の研修、研修先とのマッチング等)	
	就農計画作成サポート	
	農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	
	販路確保、販路開拓に向けた支援	
	生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、研修手当、子育て支援等)	
	その他	

就農後の定着・経営発展に向けた支援	就農後の生産技術・経営力向上のための指導、研修	
	規模拡大に向けた農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	
	販路確保、販路開拓に向けた支援	
	地元農家や地域住民との交流促進の取組	
	生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、子育て支援等)	
	その他	

注: 地域で実施している支援について、「支援項目」欄の該当項目に○を付け、取組の詳細や新規就農者にアピールしたい内容を「支援内容の紹介」欄に記入

4 就農までの流れ(必須)

就農相談	就農準備段階	就農

5 経営開始5年目の農業経営の目標・農業経営モデル

(1) 経営開始5年目の目標(主たる従事者1人当たり)(必須)

年間所得	万円	年間労働時間	時間
------	----	--------	----

(2) 経営開始5年目の目標となる農業経営モデル(必須)

営農類型	品目	経営規模(a、頭数等)	収量	収支		労働力		主たる従事者1人当たり労働時間	備考
施設野菜		a	t/10a	売上	万円	専従	人	h/年	
				経費	万円	パート	人		
				所得	万円				
主な施設・機械等			棟		台			台	
			式		台			台	
			台		台			台	

注: 必要に応じて適宜行を追加して記入してください。

(3) その他情報(任意、自由記載)

注: 必要に応じて適宜行を追加して記入してください。

市町村農業次世代人材投資事業計画(変更計画)(○年度○○市町村)

番 年 月 号 日

千葉県知事 ○○○○ 様

○○市町村長 ○○○○

○○年○○月○○日付け担い手第○○号で承認及び内示のあった○○年度農業次世代人材投資事業に係る市町村農業次世代人材投資事業計画について、別添のとおり変更したいので、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の2の（5）及び農業次世代人材投資事業実施要領（平成24年8月21日付け担い手第691号制定）第8の1の（3）の規定に基づき申請します。

※別添については別紙様式第22号に準ずる

※変更がある項目については、各項目の上段（ ）内に変更前、下段に変更後の数値・内容等を記載

番 号
年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

○○市町村長
○ ○ ○ ○

農業次世代人材投資事業交付決定前着手届

事業計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので了解願います。

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた資金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業内容	事業費		着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由
		うち国費			

研修実施申請書

年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

氏名

新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 経営第 1996 号 農林水産事務次官依命通知）別記 1 第 6 の 10 の規定に基づき、「新規就農促進研修支援事業」を活用し、研修を継続することを申請します。

新規就農促進研修支援事業

- 事業計画
- 実績報告

事業実施年度 : 年度

都道府県名 :

交付主体 : 都道府県 (都道府県名:)
青年農業者等育成センター (機関名:)
市町村 (市町村名:)

第1 事業計画

1 資金の交付計画(実績)

交付対象者数 (人)	(内訳) 交付対象となる研修期間別			交付金額 (円)	(内訳) 交付対象者となる研修期間別		
	1年	1年超～2年未満	2年		1年	1年超～2年未満	2年

2 推進事業に関する計画(実績)

(1) 推進事業費内訳

	推進事業費(円)
都道府県	0
育成センター	
市町村	
合計	0

(2) 都道府県推進事業計画(実績)

事項	内容	金額(円)
①事業実施に係る事務		
②事業の普及活動		
③交付対象者への指導活動		
合計(2の(1)の都道府県の推進事業費と同じ)		0

3 事業費合計

交付金額(円)
0

第2 新規就農者数等に関する目標及び実績

(別紙) 都道府県サポート計画に記載

第3 事業実施体制

1 事業実施スケジュール(募集、審査、採択・交付時期)、審査体制

	スケジュール・実施回数	審査体制・審査方法	備考
募集時期	○月～○月 (回/年)		
審査時期	○月～○月 (回/年)		
採択時期	○月～○月 (回/年)		
交付時期	○月～○月 (回/年)		

注: 募集時期が複数回ある場合は全て記載すること

2 認定研修機関及び交付主体(予定含む)

研修機関名	研修運営主体分類(注2)	交付主体名	研修機関名	研修運営主体分類(注2)	交付主体名

注1: 都道府県内の要綱別記1第5の1の(2)のアの認定研修機関を全て記載すること。教育機関の場合は専攻名等も記載すること

注2: 研修運営主体分類の欄には、プルダウンリストの都道府県、市町村、生産者団体、先進農家等、その他の中から、該当する分類を選択すること。

第4 都道府県サポート計画(別紙)

注: 農業人材力事業実施要綱の別記1農業次世代人材投資事業の準備型の交付主体となっている都道府県は、同要綱別記1の別紙様式第24号の都道府県サポート計画の作成をもって本項目の都道府県サポート計画に代えることができる。

(別紙)

都道府県サポート計画(新規就農者向け)

(令和〇年〇月現在の情報)

都道府県名		問合せ 窓口	(組織名) ※HP掲載可能な情報を記載 (住所) ※HP掲載可能な情報を記載	(電話) ※HP掲載可能な情報を記載 (メールアドレス) ※HP掲載可能な情報を記載
-------	--	-----------	---	---

注:相談窓口が複数ある場合は適宜行を追加して記入してください。

第1 新規就農者に関する目標及び実績(必須)

(単位:人)

		目標		直近過去実績				備考 (年度の考え方等、補足説明が 必要な事項がある場合に記載)
		令和〇年度		令和〇年度		平成〇年度		
		うち49歳以下		うち49歳以下		うち49歳以下		
新規就農者数(必須)								
内 訳	新規参入者数							
	新規自営農業就農者数							
	新規雇用就農者数							

注1:「新規参入者」とは、土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。)し、当該年度に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。
なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。

注2:「新規自営農業就農者」とは、家族経営体(1世帯(雇用者の有無を問わない)で事業を行う者をいう。なお、農家が法人化した形態である一戸一人法人を含む。)の世帯員で、当該年度に生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。

注3:「新規雇用就農者」とは、当該年度に新たに法人等に常雇い(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)をいう。

第2 新規就農者へのサポート内容

1 都道府県の紹介等(必須)

就農希望者に向けたサポート宣言	※就農希望者に向けてどのようなサポートをするのか、訴求ポイントを記入(50文字程度)
地域と農業の紹介文	
主な農産物	
地域が求める新規就農者	

2 都道府県内のサポート体制(必須)

支援分野	担当機関・部署名	支援分野	担当機関・部署名
就農に向けた相談窓口		農業者による指導	
研修支援		販路支援	
技術・経営指導		生活に係る支援 (住居、子育て等)	
農地確保支援		事務局・全体調整	
機械・施設等の確保支援		その他(〇〇)	
資金相談		その他(〇〇)	

3 新規就農者への支援内容(取り組んでいる支援を記載)

区分	支援項目	支援内容の紹介
就農意欲喚起	就農・移住相談対応、就農相談会の開催	
	就農体験ツアー・インターンシップの実施	
	ホームページ、パンフレット等での情報提供	
	その他	
就農前の支援	研修の実施(生産技術・農業経営の研修、研修先とのマッチング等)	
	就農に向けたサポート(就農相談窓口の設置、就農先の紹介、マッチング等)	
	農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	
	販路確保、販路開拓に向けた支援	
	生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、研修手当、子育て支援等)	
	その他	

就農後の定着・経営発展に向けた支援	就農後の生産技術・経営力向上のための指導、研修	
	規模拡大に向けた農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	
	販路確保、販路開拓に向けた支援	
	地元農家や地域住民との交流促進の取組	
	生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、子育て支援等)	
	その他	

注: 都道府県内で実施している支援(関係機関との連携含む)について、「支援項目」欄の該当項目に○を付け、取組の詳細や新規就農者にアピールしたい内容を「支援内容の紹介」欄に記入

4 その他情報(任意、自由記載)

注: 必要に応じて適宜行を追加して記入してください。

都道府県新規就農促進研修支援事業計画(実績報告)(○年度○○県)

番 号
年 月 日

関東農政局長 様

千葉県知事 ○ ○ ○ ○

新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和 3 年12月20日付け 3 経営第1996号農林水産事務次官
依命通知）別記 1 第 8 の 2 の (2) (1) の規定に基づき承認を受けたいので (2)、別添のとおり
都道府県新規就農促進研修支援事業計画（実績報告）（○年度○○県）を申請 (3) します。

- ※下線部（1）は、実績報告の場合は「5の（2）」とする
（2）は、実績報告の場合は不要。
（3）は、実績報告の場合は「報告」とする。